

北本市文化センター電気室変圧器等改修工事 ゼロ債務負担行為について

第1 債務負担行為とは

債務負担行為とは、将来的に発生する支出（支払い義務）について、あらかじめ議会の議決を経て「この期間に、この金額までなら支出してよい」と約束しておく財政行為で、主に複数年度にわたる工事や、年度開始前に契約が必要な業務（清掃、警備など）で用いられ、支出の原因となる契約を締結する権限のみを与えられたものです。

支払については、年度毎の出来高支払いとなり、歳出予算に計上（現年度化）されます。

本工事については、令和7年度に出来高がないので、令和7年度の支払いは前払い金等を含めてありません（ゼロ債務負担行為）。

第2 発注方法

通常の案件と同様に、埼玉県電子入札共同システムにより行います。

第3 前払金及び部分払

ゼロ債務負担行為による発注工事の前払金及び部分払の請求については、令和8年4月1日以降となります。